

中国農村合作社制度の分析

国際領域上席主任研究官 河原 昌一郎

1 はじめに

中国で、中国合作運動の創始者とされる薛仙舟（1878—1927年）が中国最初の信用合作組織とされている上海国民合作儲蓄銀行を設立したのは1919年のことである。また、中国華洋義賑救災總會（以下「華洋義賑会」と略称。）が被災者救済等を目的に農村で合作事業を実施するようになるのは1920年代のはじめのことである。

これ以来、中国農村においては、時代にかかわらず常に何らかの農村合作社が存在しており、中国の農村合作社制度はすでに80年以上の歴史を有している。中国の農村合作社の草創期から現在までの変遷を時期区分ごとに整理すれば第1図のようになる。

それでは、80年以上に及ぶ中国の農村合作社制度の歴史の中で、農村合作社制度はそれぞれの時期区分においてどのような特色を有し、どのような変化を遂げたのであろうか。とりわけ、

各時期区分には各種の合作社が存在しているが、それら相互の関係には何らかの変化があったのだろうか。そして、そうした変化の過程で、結局、現在の農村合作社制度はどのような特色を有することとなり、どのように位置付けられるのであろうか。

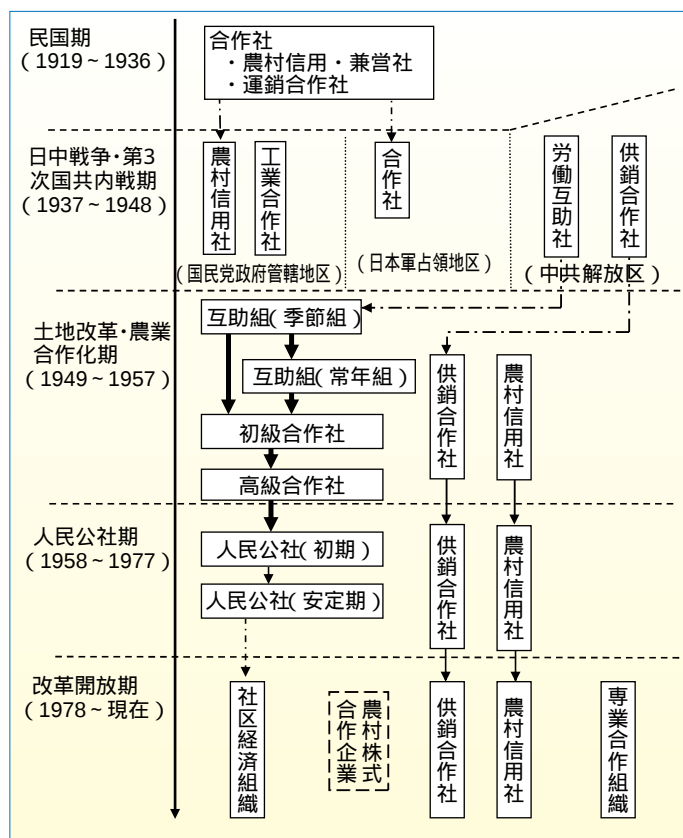
本稿は、以上のような問題意識を持って中国農村合作社制度に関する分析を行うおととするものである。

2 民国期の農村合作社制度

ここでの民国期には第1図の日中戦争・第3次国共内戦期を含めることとする。

民国期中国に導入された農村合作社制度は、ライフアイゼン型の農村合作社であった。これは、ライフアイゼンの信用組合に準じた模範定款を作成して中国への合作社制度の導入を図った華洋義賑会が中国農村合作社制度の導入・普及に主導的役割を果たしたこと、

本稿の詳細については、農林水産政策研究叢書第9号「中国農村合作社制度の分析」（平成20年8月）を参照されたい。



第1図 中国農村合作社の変遷

資料：筆者作成。
注：→ は組織の発展的継承を示す。
---→ は組織が部分的に引き継がれていることを示す。
- - - は組織の継続を示す。

ライフアイゼン型組合の考え方が、無資力な貧困農民を救済するという中国農村での要請に合致していたこと等の理由によるものである。

民国期においては、合作社制度のあ

り方に関する制度論的議論はほとんどなされなかったが、合作社制度は実態として責任制を中心に大きく変化した。当初は、無限連帯責任制を基礎として組合員に信用貸付を行うというライフ

第1表 各銀行の農村貸付額

単位:USドル

銀行名	1933年	1934年
江蘇省農民銀行	2,627,484	7,526,872
中国農工銀行	267,420	388,658
浙江省各県農民銀行	584,210	788,703
上海商業儲蓄銀行	1,022,597	4,441,553
中国銀行	622,000	3,100,000
その他	1,000,000	2,540,434
計	6,123,711	18,786,220

資料：呉承禧著、東亜研究所第三部訳（1940）
『支那近代銀行ノ農業金融ニ関スル研究』
東亜研究所p.18～19から作成。
注：その他は、金城、交通、大陸等の各銀行。

アイゼン原則に基づいて農村合作社の設立が進められていたが、1930年代になって商業銀行が農村貸付を急速に拡大させるようになって、合作社制度が変化する。

中国では、大恐慌の後、1932年に地産、建物、公債等が暴落し、大きな遊休資金を抱えることとなった商業銀行は農村貸付を活発化させる。第1表に示すとおり、とりわけ1933年から34年にかけては農村貸付が急増した。商業銀行は、農民が生産する農産物を担保とし、合作社を通じて農民に短期貸付を行った。

このため、合作社の責任制は実質的に個々の組合員の担保による有限責任制へと移行し、担保貸付が一般的な形態となった。また、こうした責任制の変化を通じて、民国期農村合作社の実

態は、小地区制等の他のライフアイゼン原則とも乖離が生じることとなった。

ただし、このように合作社制度は実態として大きく変化した。農民と合作社との関係の本質は変わっていない。

合作社は農民にとって、無限責任制または有限責任制にかかわらず、基本的に借金の機会を得るために必要な組織にすぎなかったためであり、合作社制度の趣旨は十分に理解されず、農民の自主的組織として農村に定着することはなかった。

日中戦争・国共内戦期では、国民党政府管轄地区、日本軍占領地区および中国共産党解放区の3地区で異なる合作社制度が採用された。

国民党政府管轄地区では、政策的金融機関としての役割を担う県合作金庫からの信用貸付により、無限責任制の農村信用社が各地に設立された。したがって、国民党政府管轄地区の農村合作社では、再びライフアイゼン原則に回歸することとなったが、農民にとって合作社は借金の機会を得るための組織にすぎないという農民と合作社との実質的關係は変わることはなかった。

日本軍占領地区では県合作社連合会が合作社事業の中心となり、単位合作社は県合作社連合会の下部組織として組み込まれた。国民党政府管轄地区とは異なり、県合作社連合会は、販売事業および購買事業を重点的に実施し、物資の生産・流通を独占的に実施する指導・統制組織としての性格を強く有し

ていた。ただし、農民と合作社との関係が希薄なままにとどまり、農村に根付かなかったことは国民党政府管轄地区と同様である。

中共解放区では、土地改革を基礎として、労働互助社の設立等による合作社政策が進められた。労働互助社は、農具や労働の共同利用を通じて生産過程の共同化を図る農業生産組織である。

労働互助社等による農村労働力の組織化は、最終的に人民公社へとつながるものであり、中共による中国農村合作化の第1歩と見ることができ。ただし、当時の各解放区は分散して政権的にも不安定であり、労働互助社または供給合作社においても確たる合作社制度が打ち立てられることはなく、したがって、中共解放区における合作社制度がそのまま新中国成立後に引き継がれることもなかった。

3 土地改革・農業合作化期の農村合作社制度

新中国成立後には民国期または日中戦争・国共内戦期の合作社制度が基本的に継承されることはなく、中共政府による新たな農村合作社政策が進められることとなる。

新中国成立直後の合作社制度の基本的枠組は1949年9月の「中国政治協商会議共同綱領」で与えられる。1950年の劉少奇の合作社法草案も同綱領の考え方を反映させたものであ

り、そこでは、農民の私有制に基づく個体経済を前提にして供給合作社または農村信用社の設立が考えられていた。

供給合作社または農村信用社は、国家経済を代表して、または国家経済と農民経済との橋梁として農民経済を指導するという指導的地位を有するものとされていたが、その主たる役割は、

私営商人または高利貸の農民経済への関与の制限、農村互助合作組織の支援の2点であった。農民の個別経済を基礎とした制度的枠組の中で、当初は前者の役割が重視されていたが、互助組または農業生産合作社の設立および農村流通の社会主義改造の進展に伴い、こうした事情が変化する。

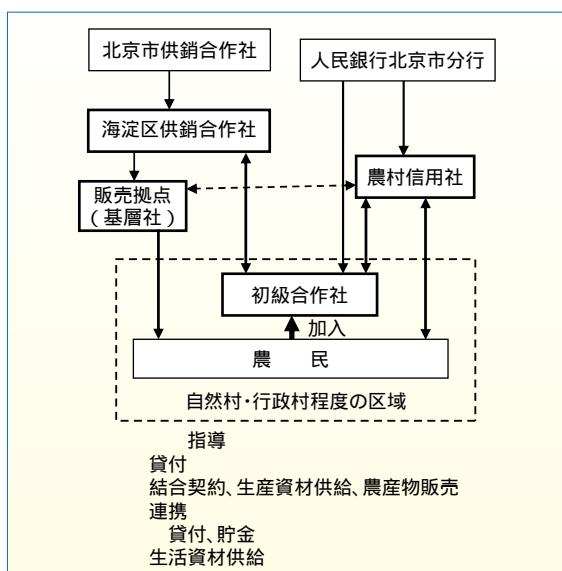
初級合作社が設立され、農業経営主体が農家から農民集団（初級合作社）となることによって、農民の個別経済を基礎とする制度的枠組が消失し、合作社制度は農業生産の集団化を基礎とする新たな枠組へと移行する。第2図は、北京市海淀区西山地区の事例をもとに、農民の集団経済を基礎とした合作社制度の枠組を明示したものである。

農業経営は初級合作社によって統一に行われるようになったため、供給合作社または農村信用社には農民の個別経営を前提とする農業共同化機能は必要とされず、これに代わって、国家の経済計画に即しつつ、農民集団（初級合作社）経済を指導し、支援することが供給合作社または農村信用社の重要な役割とされる。

初級合作社が高級合作社となっても、農民集団経済を基礎として供銷合作社または農村信用社がこれを指導・支援するという制度的枠組は維持されるが、郷を区域とするような高級合作社が設立されるようになると高級合作社、基層供銷社、農村信用社の区域がおおむね一致することとなり、郷政府・党委とこれら3社との関係の緊密化および党委による統一的指導の強化が進んだ。そして、このことは、政社合一の人民公社制度を準備することとなった。

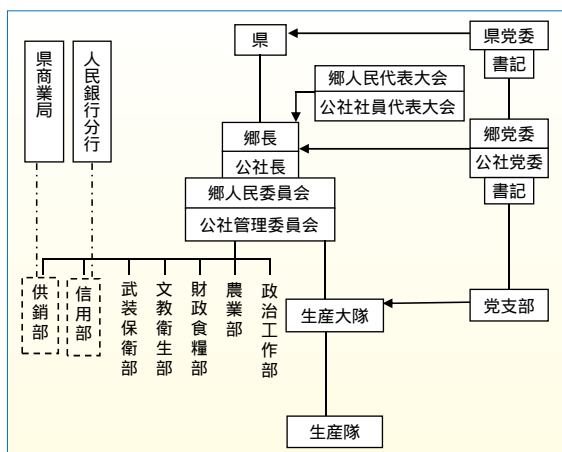
4 人民公社期の農村合作社制度

工農商学兵に関する事業を統一的に実施する政社合一の人民公社の出現に



第2図 農業合作化期の農村合作社制度
(北京市海淀区西山地区)

資料：樊弘（1957）『西山農業生産合作社的成長』
三聯書店等の記述から作成。



第3図 人民公社組織と信用・供銷、
党組織との関係

資料：福島裕（1967）『人民公社』勁草書房p.110等を参考にして作成。
注：公社内部組織は代表的なものを掲げた。

初期公社の経済的非効率性等が明らかとなつて人民公社の改組が行われ、安定期公社に移行すると、基本採算單位は生産隊とされ、供銷合作社または農村信用社も人民公社から分離独立することとなつた。しかしながら、実態として1人民公社に1供銷合作社および1農村信用社が配置され、党委が供銷合作社および農村信用社を含めて指導を行うという人民公社制度

よつて、農村合作社制度における供銷合作社または農村信用社の位置付けは大きく変化した。人民公社は国家行政機構としての性格を併せ有していたため、土地改革・農業合作化期に前提とされていた供銷合作社または農村信用社の農民集団経済に対する指導的地位は必然的に消失することとなった。供銷合作社および農村信用社はそれぞれ公社供銷部および公社信用部として人民公社の内部組織に取り込まれ、公社党委による人民公社を通じた農村指導体制が確立する。人民公社組織と党組織との関係は第3図に示したとおりである。

経済と農民集団経済との関係は大きく縮小し、特に金融面での関係は極めて希薄なものとなつた。ソ連のコルホーズでは国家経済が農民集団経済との流通面や金融面での経済的接点を通じて農民集団経済を指導するという体制がとられており、中国でも農業合作化期まではこうした考え方が基本的に継承されていた。ところが、人民公社ではこうした考え方はとられず、公社党委の人民公社に対する統一的指導を基礎にして、党における中央・地方の指導関係が重視された中国独自の体制となつたのである。

5 改革開放期の農村合作社制度

の基本的枠組は維持された。安定期公社の期間において、生産隊供銷合作社および農村信用社には相互に優越的な関係はなかったが、相互の経済的關係も希薄なものとなつていた。この時期は文革等の政治的動乱によつて、供銷合作社または農村信用社の組織運営は混乱し、全体として指導すべき党委自体の指導力も低下していた。農村合作社制度を改革し、農村経済の回復を図ることは緊要の課題とされていたのである。

改革開放政策の開始とともに、中国農村では農業生産請負制が急速に進展していくが、そうした中で、供銷合作社および農村信用社については、人民公社期に混乱していた業務の正常化が図られ、同時に制度改革のあり方が検討される。

農村合作社制度の改革については、1982年1号文件、1983年1号文件等でも触れられていたが、そうした検討経緯を踏まえ、改革開放期における農村合作社の主要な形態である社区経済組織、供銷合作社、農村信用社および專業合作組織の基本的考え方を整理して規定したものが1984年1号文件であつた。

同文件では、社区経済組織は農家請負経営の安定に寄与するとともに農家

の農業生産活動の条件等を整備する公的組織として位置付けられ、供銷合作社および農村信用社は組織改革を通じてそれぞれ農家の協同組合として農村での商品流通および金融を担っていくことが期待され、專業合作組織は非地区制の柔軟な組織として考えられていた。

同文件は、また、特定の合作組織に從前のような国家権力を背景とした優越的・指導的地位を与えておらず、市場における經濟主体としては合作組織も農家や他の經濟主体と対等の扱いとし、かつての社会主義計画經濟を前提とした制度的枠組から市場經濟を主体とする制度的枠組へと合作社制度が移行したことを確認したものとなっている。

なお、改革開放後、農村における黨組織の整理・回復が進められるが、郷党委はかつてのように農村合作組織の一元的指導は行わず、黨政社分離の方針の下に、思想政治を中心とする指導業務に重点を置くこととされている。

このように、改革開放後は、農家請負經營の普及による多数の農家經營の存在、農村での商品生産の發展という新たな情勢に対応して合作社制度の改革が試みられるが、たとえば供銷合作社については農産物流通の自由化とともに農民の供銷合作社離れが進行するなど、合作社制度の改革は現実には思いうように進まなかった。

このため、市場化に対応した農家の

共同行為や農家への行政サービスを適切に行うことが農業生産の發展のためには必要と考えられるようになり、農業社会化服務体系の建設の必要性が強調されるようになる。

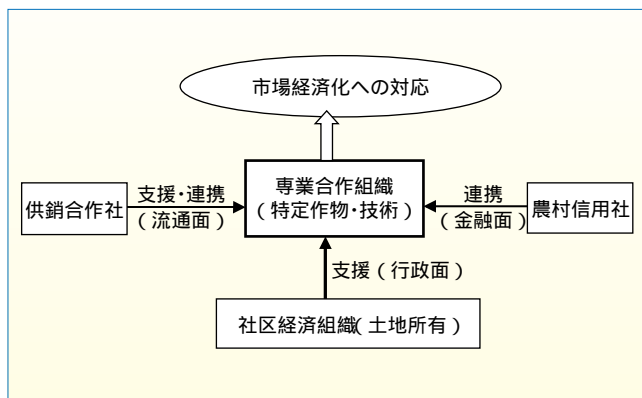
その中で、どのような組織が農業社会化服務を担うのが適当かという議論が合作社制度のあり方を含めて盛んに行われ、日本の農協制度を参考にして組織のあり方を論ずるもの、供銷合作社が中心的地位を占めるべきだというもの、多種の組織が發展して全体として農業社会化服務を担うべきだというもの等の多くの主張がなされる。ただし、農業社会化服務を担う組織のあり方は現在でも結論は出されておらず、また、供銷合作社および農村信用社の協同組合化に向けた改革、整備は十分に進展しなかった。

6 中国農村合作社制度の今後の課題

そうした状況の中で、專業合作組織が市場化に対応した今後の中国農村における新たな合作社組織として注目されるようになり、2006年10月に農民專業合作社法が制定された。

專業合作社は農家請負制度に基づく農家經營を基礎として、主として作物の種類ごとに設立される専門分野の組合であり、供銷合作社、農村信用社等の支援が期待される一方で信用事業を行うことはできない。すなわち、農民

專業合作社法においては、社區經濟組織、供銷合作社および農村信用社に関する既存の組織・制度を維持することを前提に、必要に応じてこれらの組織からの協力を得つつ、農家請負經營を基礎として専門的な組合の普及を図ることが農村合作社組織化の方向とされているのである。このことを図示すれば、第4図のとおりとなる。專業合作社育成の主たる目標は、農村において新規作物や農産物加工事業を導入し、市場經濟化への対応を図ることである。しかしながら、現状での專業合作社は自らが主体となつて農産物販売等の經濟行為を行うことが少なく、一般的に財務・經營基盤は脆弱である。この



第4図 中国の農村合作組織の關係(模式図)

資料：筆者作成。

ため、今後、經濟行為の実施等を通じて、自立した經濟主体として發展することが求められている。

また、專業合作社の組織的發展のためには、連合組織の設立も必要とされようが、農民專業合作社法では連合組織の設立は認められていない。連合組織の設立は、当該分野の專業合作社の地域的さらには全国的な發展や質的向上に寄与するものと考えられ、これを否定する理由は見当たらない。專業合作社の今後の健全な發展のためには、農民專業合作社法を改正し、連合組織による發展の方向も追求されるべきものと考ええる。

7 おわりに

以上のとおり、本稿では中国農村合作社制度を歴史的に分析することにより、各時期区分における各種合作社の相互關係の變化を明確にするとともに、中国農村合作社制度の独自性または特色を明らかにした。

しかしながら、本稿での分析はもとより限られた資料、現地調査等を基にして行ったものであり、一般性の検証等については今後とも継続的な取組が必要とされる。

また、農村合作社制度は今後の中国農村のあり方を規定する重要な要素であるので、今後とも專業合作社の發展状況をはじめ、その的確な動向の把握に努めてまいりたいと考えている。